

# 成田市企業誘致奨励制度のご案内

平成27年4月1日現在

★必ず、事前にお問い合わせください。

問合せ先：成田市経済部商工課 電話0476(20)1622

## ～奨励金の対象要件及び補助額～

種 目	誘致対象区域	要 件	補 助 額	補助期間	
誘 致 奨励金 【投資型】	市内全域 (豊住・野毛平・ 大栄工業団地・成 田新産業パークを 除く)	新たに 工場又は 事業所を 新設 (※1※2)	投下固定資産額 が5億円以上かつ 常用雇用者数 が30人以上	対象施設の土地、家 屋及び償却資産に係 る固定資産税(都市 計画税含む)納税に 相当する金額を限度	3年間 (※3)
	豊住工業団地 野毛平工業団地 大栄工業団地 成田新産業パーク	新たに 工場又は 事業所を 新設 (※1)			
雇 用 奨励金 【雇用型】	市内全域 (豊住・野毛平・ 大栄工業団地・成 田新産業パークを 除く)	新たに本社を立地し、常用雇 用者数が100人以上(中小 企業は50人以上)	市内在住正規雇用者 1人当たり10万円 (市内在住非正規雇 用者1人当たり5万 円)	3年間 (※4)	

- ※1 大規模小売店舗、不動産賃貸業、風営法の許可・届出対象業種を除く。
- ※2 事業所は対象業種に限る。(対象業種については、P2「誘致奨励金」を参照)
- ※3 工場等が操業を開始した日の翌年の4月1日から起算して3年間。
- ※4 本社が操業を開始した日以降1年を経過する日から起算して3年間。  
2年目以降は、市民常用雇用者が増加した分に対して支給。

成田市経済部商工課  
電話 0476(20)1622  
<http://www.city.narita.chiba.jp>

## ■誘致奨励金（投資型）

### ☆事業者指定について☆

誘致奨励金の指定事業者の指定を受けようとするには、次の①～④の要件に該当する必要があります。

①市内に工場及び事業所を有しない者が、次の（１）（２）いずれかの区域に工場又は事業所を新設すること。

（１）豊住工業団地、野毛平工業団地、大栄工業団地、成田新産業パーク

（２）豊住工業団地、野毛平工業団地、大栄工業団地、成田新産業パークを除く市内全域。ただし、事業所は次に掲げる業種に限る。

- ・農業（環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年生産又は計画生産が可能な栽培施設に限る。）
- ・通信業（その他の固定電気通信業に限る。）
- ・情報サービス業
- ・インターネット附随サービス業
- ・道路貨物運送業
- ・倉庫業
- ・運輸に附帯するサービス業（貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）及びこん包業に限る。）
- ・飲食料品卸売業
- ・学術・開発研究機関（自然科学研究所に限る。）
- ・宿泊業（旅館、ホテルに限る。）
- ・職員教育施設・支援業

②投下固定資産額が５億円以上かつ常用雇用者数が３０人以上の工場又は事業所であること。

③法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされ、かつ、周辺環境に十分な配慮がなされた事業所であること。

④市税等を完納していること。

※工場とは、

物の生産又は加工を行う施設で統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類（次号において「産業分類」という。）の大分類 E—製造業に属する事業の用に供するものをいいます。

※事業所とは、

産業分類に規定する事業の用に供する施設をいいます。ただし、次のア～ウに掲げる施設は除きます。

ア 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）に規定する大規模小売店舗における小売業の用に供する施設

- イ 不動産賃貸業の用に供する施設
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定により許可又は届出を要する施設

※常用雇用者とは、

工場又は事業所において雇用される雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者をいいます。請負・派遣は含みません。

## ◇奨励金について

### 1. 奨励金の額

誘致奨励金は、工場等の土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税納税に相当する金額（当該工場等が市街化区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化区域をいう。）に所在する場合にあっては、当該工場等の土地及び家屋に係る都市計画税納税に相当する金額を含む。）を限度として交付します。

### 2. 奨励金の交付対象期間

誘致奨励金の交付の対象となる期間は、新設に伴う工場等が操業を開始した日の翌年の 4 月 1 日から起算して 3 年間とします。

### 3. 市税等の納入

誘致奨励金は、当該年度の市税等（本市に納入すべき市税、使用料その他の公課（新設をしたもので事業を営むものと子会社等の関係を有するものにあっては、当該子会社等が本市に納入すべき市税、使用料その他の公課を含む。）をいう。以下同じ。）を完納後に交付します。

当該年度の市税等を当該年度末までに完納しないときは、当該年度の誘致奨励金は交付しません。

## **事業者指定申請**（事業者→市）

○工場等の操業を開始する予定の日の 30 日前までに「誘致奨励金指定事業者指定申請書」により、市（商工課）に申請

※添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 雇用計画書
- (3) 法人の登記事項証明書及び定款
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の決算書
- (5) 工場等の土地の位置図並びに建物及び償却資産の配置図
- (6) 工場等の投下固定資産額に係る契約書の写し及び内訳書
- (7) 工場等の土地及び建物の登記事項証明書
- (8) 市税等の納付状況を確認できる書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### **事業者の指定**（市→事業者）

- 申請内容を審査し、適当と認める時は「指定事業者（誘致奨励金・雇用奨励金）指定通知書」により、事業者に通知

## ☆指定事業者の指定以降の流れ☆

### **操業開始届**（事業者→市）

- 操業を開始した日から30日以内に「操業開始届出書」により、市（商工課）に届出

### **誘致奨励金交付申請**（事業者→市）

- 操業を開始の翌年の4月1日以降、市税等完納後に「誘致奨励金交付申請書」により、市（商工課）に申請

#### ※添付書類

- (1) 投下固定資産額に係る固定資産税及び都市計画税の納税通知書並びに固定資産の課税明細書の写し
- (2) 指定事業者に係る市税等の納付状況を確認できる書類
- (3) 工場等の常用雇用者に係る雇用契約書の写し
- (4) 工場等の常用雇用者に係る雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項に規定する雇用保険被保険者証（以下「雇用保険被保険者証」という。）の写し
- (5) 工場等の常用雇用者に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条第1項に規定する労働者名簿（以下「労働者名簿」という。）の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### **交付決定**（市→事業者）

- 交付の可否を決定し、その結果を「誘致奨励金・雇用奨励金交付決定・却下通知書」により、事業者に通知

### **交付の請求**（事業者→市）

- 交付決定を受けた事業者は、「誘致奨励金・雇用奨励金交付請求書」により、市（商工課）に請求

### **その他**（事業者→市）

#### ○地位の承継

相続、合併、分割その他の理由により指定事業者としての地位を承継するものは、「誘致奨励金・雇用奨励地位承継届出書」により速やかに届出

#### ※添付書類

- (1) 地位の承継の事実を証する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

○操業の廃止等

操業を廃止し、又は休止したときは、その事実が発生した日から10日以内に「操業（廃止・休止）届出書」により届出

○指定事業者の取消し

以下の場合、指定事業者の指定を取り消し、又は誘致奨励金の交付を停止します。この場合、既に交付した雇用奨励金があるときは、その全部又は一部を返還させることがあります。

- ・ 指定事業者の要件を満たさなくなった時  
（雇用者要件、公害等の発生防止要件、市税等の完納要件）
- ・ 本社の操業が廃止され、若しくは休止されたとき又は廃止若しくは休止の状況にあるとき
- ・ 虚偽その他不正の行為により指定を受けたとき
- ・ 市長が特に必要があると認めるとき

## ■雇用奨励金（雇用型）

### ☆事業者指定について☆

雇用奨励金の交付を受けようとするには、次の①～③の要件に該当する必要があります。

- ①市内に新たに本社を設置し、本社操業開始時に常用雇用者を100人以上（中小企業は50人以上）雇用していること。
- ②法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされ、かつ、周辺環境に十分な配慮がなされた事業所であること。
- ③市税等を完納していること。

※市内に本社を新設する場合、既に市内に支社等があっても適用の対象となります。ただし、既存の支社を本社に変更した場合は該当しません。

※常用雇用者は、工場又は事業所において雇用される雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいいます。請負・派遣は含みません。

### ◇奨励金について

#### 1. 奨励金の額

雇用奨励金は、交付対象となる常用雇用者の数をもとに所定の算定方法により算出します。（正規雇用者1人当たり10万円、非正規雇用者1人当たり5万円）

なお、交付対象となる常用雇用者は、市内に1年以上継続して居住し、かつ住民登録があり、1年以上継続して本社に雇用されている常用雇用者です。

#### 2. 奨励金の交付対象期間

誘致奨励金の交付の対象となる期間は、本社が操業を開始した日以降1年を経過する日から起算して3年間とします。

#### 3. 市税等の納入

誘致奨励金は、当該年度の市税等（本市に納入すべき市税、使用料その他の公課（新設をしたもので事業を営むものと子会社等の関係を有するものにあつては、当該子会社等が本市に納入すべき市税、使用料その他の公課を含む。）をいう。以下同じ。）を完納後に交付します。

当該年度の市税等を当該年度末までに完納しないときは、当該年度の誘致奨励金は交付しません。

### **事業者指定申請**（事業者→市）

○本社の操業を開始する日前までに「雇用奨励金指定事業者指定申請書」により、市（商工課）に申請

※添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 雇用計画書
- (3) 法人の登記事項証明書及び定款
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の決算書
- (5) 本社の位置図及び配置図
- (6) 本社の土地及び建物の賃貸借契約書の写し又は登記事項証明書
- (7) 市税等の納付状況を確認できる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### **事業者の指定**（市→事業者）

○申請内容を審査し、適当と認める時は「指定事業者（誘致奨励金・雇用奨励金）指定通知書」により、事業者に通知

## ☆指定事業者の指定以降の流れ☆

### **操業開始届**（事業者→市）

○操業を開始した日から30日以内に「操業開始届出書」により、市（商工課）に届出

### **雇用奨励金交付申請**（事業者→市）

○操業を開始した日から1年を経過した日以降、市税等完納後に「雇用奨励金交付申請書」により、市（商工課）に申請

※添付書類

- (1) 本社の常用雇用者に係る雇用契約書の写し
- (2) 本社の常用雇用者に係る雇用保険被保険者証の写し
- (3) 本社の常用雇用者に係る労働者名簿の写し
- (4) 指定事業者に係る市税等の納付状況を確認できる書類
- (5) 市民常用雇用者の住民票の写し
- (6) 市民常用雇用者に係る雇用契約書の写し
- (7) 市民常用雇用者に係る雇用保険被保険者証の写し
- (8) 市民常用雇用者に係る労働者名簿の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### **交付決定**（市→事業者）

○交付の可否を決定し、その結果を「誘致奨励金・雇用奨励金交付決定・却下通知書」により、事業者に通知

### **交付の請求**（事業者→市）

- 交付決定を受けた事業者は、「誘致奨励金・雇用奨励金交付請求書」により、市（商工課）に請求

### **その他**（事業者→市）

#### ○地位の承継

相続、合併、分割その他の理由により指定事業者としての地位を承継するものは、「誘致奨励金・雇用奨励地位承継届出書」により、**速やかに届出**

#### ※添付書類

- (1) 地位の承継の事実を証する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

#### ○操業の廃止等

操業を廃止し、又は休止したときは、**その事実が発生した日から10日以内**に「操業（廃止・休止）届出書」により届出

#### ○指定事業者の取消し

以下の場合、指定事業者の指定を取り消し、又は誘致奨励金の交付を停止します。この場合、既に交付した雇用奨励金があるときは、その全部又は一部を返還させることがあります。

- ・指定事業者の要件を満たさなくなった時  
（雇用者要件、公害等の発生防止要件、市税等の完納要件）
- ・本社の操業が廃止され、若しくは休止されたとき又は廃止若しくは休止の状況にあるとき
- ・虚偽その他不正の行為により指定を受けたとき
- ・市長が特に必要があると認めるとき